笠郷地域創生自治町民会議規約

（名称）

第１条　本会は、笠郷地域創生自治町民会議（以下「自治町民会議」という。）と称する。

（目的）

第２条　自治町民会議は、住民相互の連携を深め、住民の創意工夫と責任のもと、住み良い笠郷地域を形成していくとともに、笠郷地域まちづくり計画（以下「まちづくり計画」という。）を策定し、この計画に基づくまちづくりの実践に努めることを目的とする。

（事務局設置場所）

第３条　自治町民会議の事務処理を行うため、事務局を次のとおり置く。

養老町船附 1148 番地　笠郷自治会館内

（活動の範囲）

第４条　自治町民会議の活動範囲は、笠郷地域内とする。ただし、他の町民会議と協力、連携して行う活動はこの限りでない。

（構成）

第５条　自治町民会議は、次の者をもって構成する（以下「構成員」という。）。

(1) 笠郷地域内に在住及び在勤する者
(2) 笠郷地域内の各区
(3) 笠郷地域内で活動する団体
(4) 笠郷地域に所在する事業所
(5) その他、会長が必要と認める者

（事業）

第６条　自治町民会議は、第２条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。

(1) まちづくり計画の策定
(2) まちづくり計画に基づく事業の実施
(3) 養老町あるいは笠郷地域各区との協働事業の実施
(4) 養老町との間で締結した指定管理業務等の実施
(5) その他第２条の目的を達成するために必要な事業

（組織）

第７条　自治町民会議は、前条の事業を行うため、次の組織を置く。

(1) 総会
(2) 役員会
(3) 理事会
(4) 専門部会

２　理事及び専門委員の選出は、各区、各種団体及び学識経験者等より別表に基づき選出する。

（役員）

第８条　自治町民会議に、次の役員を置く。

(1) 会長		１名
(2) 副会長		１名
(3) 事務局長		１名
(4) 専門部会長	部会毎に	１名
(5) 監事		２名

２　会長及び副会長は、理事の互選により選出し、総会において承認を得る。

３　監事は、役員会において推薦し、総会において決定する。

４　監事は、議決権を持たないが、役員会及び総会に出席して意見を述べることができる。

（役員の任務）

第９条　自治町民会議の役員の職務は、次のとおりとする。

２　会長は、自治町民会議を代表し、会務を統括する。

３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

４　事務局長は、自治町民会議の事務及び事務局を総括する。

５　監事は、自治町民会議の会計及び事業の執行状況を監査する。

（役員の任期）

第 10 条　役員の任期は２年とし、再任を妨げない。ただし、同じ役職への就任は、８年を限度とする。

２　補欠により選出された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

３　役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでの間は、その職務を行わなければならない。

（顧問の設置）

第 11 条　自治町民会議に、顧問を置くことができる。顧問は、役員会において推薦し、総会において決定する。

（会議）

第 12 条　自治町民会議の会議は、総会、役員会、理事会及び専門部会とする。

（会議の開催及び運営）

第 13 条　会議は、過半数以上の委員の出席がなければ開催できない。但し会議開催前に書面（電子データ等も含む）による出席と、書面（電子データ等も含む）による議決（委任状等も含む）の届けがあれば、会議に出席し議決する事と同一と見なす。また、役員会の許可を得て、電子媒体を介して遠隔地から同時刻に応答が可能であれば、会議に出席しているとする。

２　会議は、原則として公開とする。

３　会議を開催するにあたっては、開催日時、場所、議題について、事前に周知することを原則とする。
４　会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（総会）

第 14 条　総会は、理事及び専門委員をもって構成する。

２　総会は、毎年１回、定期総会を開催するほか、会長が必要と認めた場合、又は理事会の３分の１以上の請求があった場合は、臨時総会を開催することができる。
３　総会は、会長が招集する。
４　総会の議長は、その総会において、出席者の中から選出する。
５　総会は、次の事項を決定する。
(1) 地域まちづくり計画に関すること。
(2) 規約の制定及び改廃に関すること。
(3) 自治町民会議の事業計画、予算及び事業報告、決算に関すること。
(4) その他、重要事項に関すること。

（役員会）

第 15 条　役員会は、第８条第１項で定める監事を除く役員及び第 17 条第１項に定める専門部会の各部会長をもって構成する。

２　役員会は、総会、理事会、専門部会に提出する議案を協議作成し、自治町民会議の円滑な運営を目指すものとする。
３　役員会は、理事会及び専門部会から提出された案件について審議する。
４　役員会は、緊急を要する事項に限り理事会に諮り、合意を得て執行することができる。
５　役員会は、会長が招集する。
６　役員会の議長は、会長とする。
７　会長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

（理事会）

第 16 条　理事会は、理事で構成し、役員会より提示された内容について審議する。

２　理事会は、専門部会に付託する内容について検討し、決定することができる。
３　理事会は、会長が招集する。
４　理事会の議長は、会長とする。
５　会長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

（専門部会）

第 17 条　専門部会（以下「部会」という。）は、理事及び専門委員で構成し、総会及び役員会等で決定された方針に基づき施策を実施するため、自治町民会議に次の専門部会を置く。

(1) 総務部会
(2) 安心・安全部会
(3) 環境・美化部会
(4) 健康・福祉部会
(5) 教育・文化・商工部会

２　部会は、部会長が招集する。
３　部会には、部会長１名及び副部会長１名を置き、部会員の互選により選出する。
４　部会長は、部会を代表し会務を総括する。
５　副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代行する。
６　部会長及び副部会長の任期は２年とし、再任は妨げない。但し、同じ役職への任期は８年を限度とする。任期の途中で所属する各種団体の、代表任期が終了した場合等は、その年度末までを任期とする。
７　部会長は、部会の検討経過及び結果について、会長に報告するものとする。
８　部会長は、必要があると認めるときは、部会員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

（会計）

第 18 条　自治町民会議の運営等に要する経費は、養老町からの地域総合活動交付金、補助金、委託料及びその他の収入をもって充てる。

２　自治町民会議の会計年度は、毎年４月１日から翌年の３月３１日までとする。
３　会長は、会計年度開始後に予算が総会において議決されていない場合は、総会において予算が議決されるまでの間、前年度の予算を基準として収入支出することができる。

（会計監査）

第 19 条　監事は、監査結果を総会で報告し、承認を得た場合は、速やかにこれを公表する。

（事務局）

第 20 条　自治町民会議の事務を処理させるため、事務局を置く。

２　事務局に、事務局長を置き、役員会の承認を経て、会長が任命する。
３　事務局に、必要に応じ事務局員を置くことができる。
４　事務局長は、会務及び会計を総理する。
５　事務局員は、事務局長を補佐する。

（個人情報の保護）

第 21 条　自治町民会議の構成員は、自治町民会議の活動を通じて知り得た個人情報により、個人の権利及び利益が侵害されることがないよう、その保護に努めなければならない。

（情報の公開）

第 22 条　自治町民会議の運営及び事業等に関する情報は、構成員に対して積極的に公開するものとする。

（委任）
第 23 条　この規約に定めるもののほか、自治町民会議の運営に関して必要な事項は、会長が理事会に諮り別に定める。

附　則

1　この規約は、平成２８年４月３０日から施行する。
2　自治町民会議の設立初年度の会計年度は、第 18 条第３項の規定にかかわらず、総会で設立議決のあった日から平成２９年３月３１日までとする。

別表（第７条　第２項関係）

No.	団体名	選出人数		備　考
		理　事	専門委員	
1	船附区	1	4	区長、副区長等
2	大野区	1	2	区長、副区長等
3	下笠区	1	4	区長、副区長等
4	上之郷区	1	1	区長、副区長等
5	栗笠区	1	2	区長、副区長等
6	公民館	1	1	館長、推進員会長
7	社会福祉協議会	1	0	支部長
8	老人クラブ	0	1	会長
9	船附こども園	0	1	園長
10	下笠保育園	0	1	園長
11	食生活改善推進協議会	0	1	会長
12	農業委員会	1	0	会長
13	農事改良組合	0	1	組合長
14	五三土地改良区	0	1	理事長
15	環境保全対策協議会	0	1	会長
16	ＪＡ西美濃笠郷支店	0	1	支店長
17	商工会	0	1	会長
18	交通安全笠郷分会	0	1	会長
19	社会教育委員	0	1	笠郷地区委員
20	子ども会育成会	0	1	会長
21	婦人の会	0	1	会長
22	スポーツ推進委員	0	1	笠郷地区委員
23	体育振興会	1	0	会長
24	スポーツ少年団	0	1	少年団親代表
25	中学校ＰＴＡ	0	1	会長
26	小学校ＰＴＡ	0	1	会長
27	笠郷小学校	0	1	校長
28	船附こども園保護者会	0	1	会長
29	下笠保育園保護者会	0	1	会長
30	町消防団第 6 分団	1	1	団長、副団長
31	女性防火クラブ笠郷分会	0	1	会長
32	笠郷地域事業所・企業	0	若干名	理事会で承認された組織、
33	学識経験者(公募委員を含む)	若干名	若干名	理事会で承認された者、

(注)

理事、委員は本表に準じて選出する。複数団体の長を兼務の場合、理事･委員の兼務はせず代行者を立てる。

・組織図

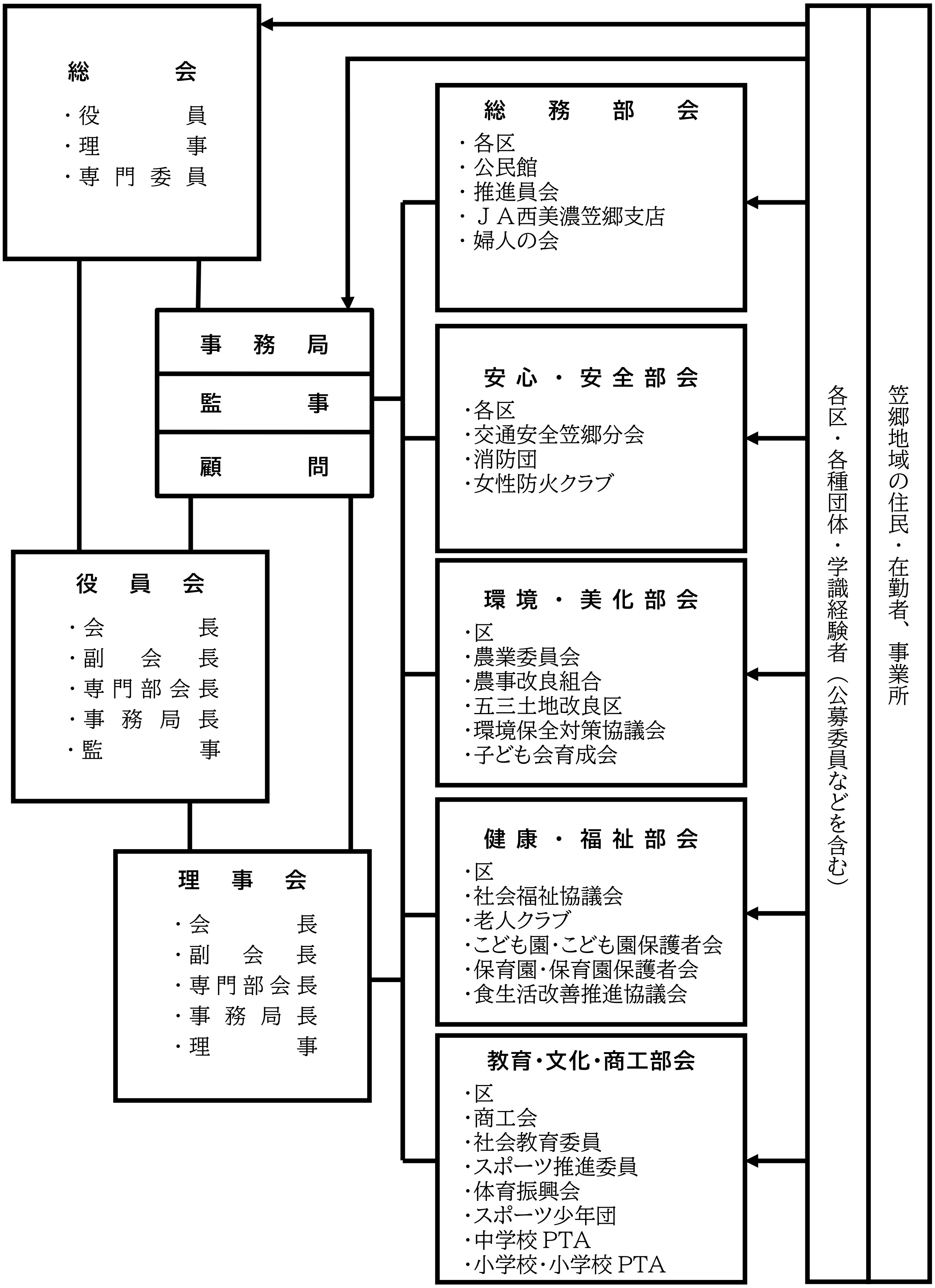
総　　会
・役　　員
・理　　事
・専門委員
事務局
監　　事
顧　　問
役員会
・会　　長
・副会長
・専門部会長
・事務局長
・監　　事
理事会
・会　　長
・副会長
・専門部会長
・事務局長
・理　　事
総務部会
・各区
・公民館
・推進員会
・ＪＡ西美濃笠郷支店
・婦人の会
安心・安全部会
・各区
・交通安全笠郷分会
・消防団
・女性防火クラブ
環境・美化部会
・区
・農業委員会
・農事改良組合
・五三土地改良区
・環境保全対策協議会
・子ども会育成会
健康・福祉部会
・区
・社会福祉協議会
・老人クラブ
・こども園・こども園保護者会
・保育園・保育園保護者会
・食生活改善推進協議会
教育・文化・商工部会
・区
・商工会
・社会教育委員
・スポーツ推進委員
・体育振興会
・スポーツ少年団
・中学校 PTA
・小学校・小学校 PTA
各区・各種団体・学識経験者（公募委員などを含む）
笠郷地域の住民・在勤者、事業所